

## 個人情報の保護に関する法律に基づく死者情報に対する開示請求への対応について（運用基準）

令和5年4月1日以後の死者情報に対する開示請求に関し、本市における運用上の対応として、次の場合には、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求として認めることとする。

### 1 開示請求者の個人情報でもある情報

- (1) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報
- (2) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- (3) 近親者固有の慰謝料請求権等、死者の死に起因して、相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報

### 2 開示請求者が死者と特に密接な関係にあり、開示請求者の個人情報とみなすことができる情報（ただし、死者情報を開示することが不適切であると認める相当の理由があるときは、これを認めない。）

- (1) 未成年の死者に関する情報について、その法定代理人であった者が請求するとき。
- (2) 死者の医療、看護、介護、事件・事故その他これに類する情報について、その配偶者、子及び父母が開示請求をするとき。